

盛岡市地域交流活性化センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市地域交流活性化センター条例 平成25年 3 月27日 条例第14号</p> <p>改正 略</p> <p><b>令和 7 年 月 日 条例第 号</b></p> <p>盛岡市地域交流活性化センター条例</p> <p>第 1 条から第 7 条まで 略 (使用料)</p> <p>第 8 条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前 3 号に準じた目的に使用するとき。 <b>(5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。</b></p> <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第 9 条から第 19 条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p><b>附 則 (令和 7 年 条例第 号)</b></p> <p><b>1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</b></p> <p><b>2 改正後の盛岡市地域交流活性化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市地域交流活性化センター条例第 5 条第 1 項の許可に係る使用料について適用し、同日前にした同項の許可に係る使用料については、なお従前の例による。</b></p> <p><b>別表 (第 8 条関係)</b></p>	<p>○盛岡市地域交流活性化センター条例 平成25年 3 月27日 条例第14号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市地域交流活性化センター条例</p> <p>第 1 条から第 7 条まで 略 (使用料)</p> <p>第 8 条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前 3 号に準じた目的に使用するとき。</p> <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第 9 条から第 19 条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p><b>別表 (第 8 条関係)</b></p> <p><b>(1) 湯沢地域交流活性化センター</b></p>

改正後			改正前						
区分	使用料		区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
湯沢地域交流活性化センター（1時間までごとに）	第1集会室	750円（体育の目的で使用する場合には、300円）	第1集会室	2,300円	3,000円	2,800円	5,000円	5,800円	7,500円
	第2集会室	300円	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	300円	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
永井地域交流活性化センター（1時間までごとに）	大ホール	900円（体育の目的で使用する場合には、300円）							
	第1集会室	300円							
	第2集会室	300円							
	第3集会室	300円							
	第4集会室	300円							
	第5集会室	300円							
<b>備考</b>			<b>備考</b>						
1 湯沢地域交流活性化センターの第1集会室の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。ただし、体育の目的で使用する場合は、この限りでない。			1 第1集会室の2分の1を使用する場合には、この表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。						
2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。			2 冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割（第1集会室の2分の1を使用する場合は、1割5分）に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。						
3 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。			(2) 永井地域交流活性化センター						
			区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで

改正後	改正前						
		時から 正午ま で	ら午後 5時ま で	時から 午後9 時まで	時から 午後5 時まで	ら午後 9時ま で	時から 午後9 時まで
	大ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円
	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	備考 冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割に相当する額を 冷房料又は暖房料として徴収する。						